

# 商品概要説明書

2021年2月12日現在

商品名	普通預金(銀行代理店用)	
ご利用いただける方	次の条件を満たす個人のお客様 ●日本国内居住であること ●野村証券に保護預り口座を開設し、野村証券のオンラインサービスをご利用いただいていること	
口座名義	野村証券の保護預り口座と同一の名義とさせていただきます。	
期間	期間の定めはございません。	
お預入れ	方法	●他の金融機関からのお振込 ●野村証券お取引口座からのお振込 ※本預金口座への現金でのお預入れは取扱っておりません。 ※キャッシュカードは発行しておりません。
	金額	1 円以上
	単位	1 円単位
払戻し	方法	●他の金融機関または当社の他の口座へのお振込（認証カード(ワンタイムパスワードの利用登録をされているお客様はワンタイムパスワード)が必要となります。) ●野村証券お取引口座へのお振込 ●その他、当社が別途定める方法 ※本預金口座からの現金での払戻しは取扱っておりません。 ※野村証券お取引口座へのお振込後、野村カードでお引出しができます。ただし、野村証券お取引口座がストックオプション専用口座の場合、お取引口座へのお振込による払戻しをご利用いただくことができません。他の金融機関または当社の他の口座へのお振込による払戻しに際しては認証カード(ワンタイムパスワードの利用登録をされているお客様はワンタイムパスワード)が必要となります。
	金額	1 円以上
	単位	1 円単位
利息	適用利率	●インターネットバンキングの利用画面の金利照会に表示する利率を適用します。 ●適用利率は市場金利の動向等に応じて変動します。
	利払方法	毎年2月と8月の第2土曜日の翌営業日に利息決算を行い、お客様の普通預金(銀行代理店用)口座に入金します。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100 円とし、当社所定の利率によって1年を365日とする日割計算(円未満切り捨て)を行います。

<b>税金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20.315% (国税15.315% (うち復興特別所得税分 <math>15\% \times 2.1\% = 0.315\%</math>)、地方税5%) の源泉分離課税。</li> <li>2013年1月1日より2037年12月31日までにお支払いする利息には、復興特別所得税が課税されます。</li> <li>2012年12月31日以前よりお預入いただいている場合でも、2013年1月1日以降にお支払いする利息には、復興特別所得税が課税されます。</li> <li>※少額貯蓄非課税制度(マル優)のお取扱いはありません。</li> </ul>
<b>解約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご解約金は、野村証券お取引口座またはご指定のおお客様名義の他の金融機関口座へ振込みます。</li> <li>ただし、野村証券お取引口座がストックオプション専用口座の場合、お取引口座へのお振込による払戻しをご利用いただくことができません。</li> </ul>
<b>手数料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口座管理手数料、サービス利用料はかかりません。</li> <li>●振込手数料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・野村証券お取引口座または当社の他の口座宛の振込手数料・・・無料</li> <li>・他の金融機関宛の振込手数料・・・220円(税込み)</li> </ul> </li> <li>ただし、1口座・1ヶ月10回までは無料 (一部の金融機関について別途、回数制限等を設ける場合があります。)</li> </ul>
<b>預金保険制度(注)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普通預金と定期預金を合算して元本1,000万円までとその元本に対する利息等が保護されます。</li> <li>●本商品は、預金保険制度における「決済用預金」ではございません。</li> </ul>
<b>その他参考となる事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通帳は発行いたしません。お預入残高やお取引の明細は、インターネットバンキングの利用画面の預金口座照会にてご確認ください。</li> <li>●お届出印鑑は、野村証券お取引口座のお届出印鑑と同じとさせていただきます。</li> </ul>
<b>金利情報</b>	<p>インターネットバンキングの利用画面の金利照会に表示します。</p>

(注)預金保険制度について

決済用預金を除く普通預金等については、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息等が預金保険で保護されます。

なお、1,000万円を超える部分および保険対象外の預金並びにこれらの利息等であっても、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。

詳しくは「預金保険機構」のホームページをご覧ください。

※ 当社が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先: 全国銀行協会相談室

電話番号: 0570-017109または03-5252-3772

**所属銀行: 野村信託銀行株式会社**  
**代理店: 野村証券株式会社**